

東久留米市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(原案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

募集期間:令和8年5月15日(金曜日)から6月5日(金曜日)まで

意見提出者数:2名、意見件数:10件

No.	ご意見の概要		市の考え方
1	全般	市民に解りやすいタイトルにするため、タイトルの「学術」を「生涯学習」に変えてはどうか。 また、大綱の基本方針の項目タイトルから欠落した「文化」が、大綱において比重が軽いのであれば、タイトルから外す方が良い。 あるいは、東久留米独自のタイトルとして「東久留米市街ぐるみで子どもから生涯通して守り育む教育大綱」としてはいかがだろうか。 また、副題として、東久留米市第5次長期総合計画基本構想で掲げたまちの将来像から、「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米市教育大綱」を添えるのも良いと思う。 タイトル変更が難しいのであれば、タイトルの「生涯学習」の項の冒頭で、前述の根拠法「地方教育行政法」の狙いに即した本大綱における「学術」の定義付けの追記が必要と思う。	本市の大綱の名称について、前回の改定時、令和3年度及び4年度の総合教育会議の中で、議論されました。 その際には、「学術」は、研究者や専門家が取り組んでいることに加え、学校や教育委員会が日常的に調査研究していることも広く含むものと整理し、また、大綱の名称を「教育大綱」とした場合、従前教育委員会が基本的理念として定めていた「教育目標」との区別が難しくなることから、法と同様の名称に整理された経過があります。また、「文化」については、芸術、言語や慣習、日常の生活様式から個々人の考え方や行動まで広範囲な領域で使用され、奥行きや広さがある言葉であり文化行政全体に通じることから、大綱の名称に含まれるべきであると整理された経緯があります。 このことから、大綱の名称については原案のままとしますが、副題として、「東久留米市第5次長期総合計画」と同様の「みんないきいき 活力あふれる 湧水のまち 東久留米」を挿入します。 また、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について」の中で、本大綱における「学術」の定義について追記します。
2		大綱の構成の修正案として、タイトルで謳っている「教育、学術及び文化の振興」という三つの柱に即して、基本方針の項目タイトルを以下のとおりとするのはいかがだろうか。 基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 基本方針2 市民の学びを生かす生涯学習 ※No.1のタイトル変更した上で 基本方針3 地域文化の活性化 ※タイトルに「文化」を残す場合 また、各々の基本方針の構成・順序は、以下のとおり提案する。 基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 ※原案通り 基本方針2 市民の学びを生かす生涯学習 2-1: 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実 3: 家庭・地域での子ども子育て支援 基本方針3 地域文化の活性化 2-3: 市民協働による文化財の保護・活用 ※手段として、2-2: 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実 2-4: スポーツとの触れ合いを広げる市民スポーツの振興	本市の大綱は、令和4年7月に「東久留米市第5次長期総合計画」に掲げる基本構想・基本計画の教育と子育ての関連部分を基本とした内容へと改定するとともに、大綱の見直し時期を同計画の基本計画の改定と合わせることにいたしました。この度の改定は、令和8年2月の長期総合計画後期基本計画の策定を受け、その教育と子育ての関連部分を基本とした内容へと改定したものであることから、原案のままとします。また、今後策定される「東久留米市第4次教育振興基本計画」においても、改定後の大綱と整合性を図った整理をまいります。

3	基本方針1 子どもの未来を育む学校教育 1-1 人権尊重の精神の涵(かん)養と健やかな心と体の育成	方針にある「組織的に対応」という文言があるが、いじめの域を超える「暴力」や「犯罪行為」に対しては、「被害者を徹底的に守る」「加害行為を許さない」という姿勢を崩さず、早期の警察通報や連携を含めた厳格な対応ガイドラインを大綱に明記してほしい。	いじめ防止の対応について、これまで 国や都の指針や「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、学校における取り組みの徹底に加え、保護者や地域、さらに専門家等や関係機関等との連携も重視して取り組みを推進してきております。この趣旨を踏まえ、「いじめを生まない、許さない環境づくりのために、いじめ防止授業の実施などを推進し、「いじめは絶対に許さない」という意識の醸成を図り、解消に向けて組織的に対応します。」の文章の後に、「その際、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応等に努めます。」を追記します。今後も、各校におけるいじめ防止対応を徹底し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう努めるとともに、地域全体で子どもたちを見守り、いじめを許さない環境づくりを総合的かつ効果的に推進してまいります。
4		東久留米の独自文化や後期基本計画を踏まえて、後期基本計画「子どもが豊かに成長できるまち」として、大綱の校内対策だけではなく、「街の目」を積極的に活用すべく、いじめを見かけた住民・店舗からの目撃報告と防犯カメラの連携・活用を図るよう、まちぐるみのいじめ防止について明記してほしい。	
5		「特別支援教育の推進」において、いつまでに・どのような体制を整備するのかという具体的なロードマップが必要である。 現在、東久留米市には情緒障害の固定学級を持つ公立中学校が存在しないが、「適切な配慮ができる教員の配置」や「いじめを防止する環境づくり」のためにも、市内中学校への情緒障害固定学級設置について、具体的な数値・年次目標を大綱に盛り込んでほしい。	
6	基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-1 市民のニーズに応じた生涯学習活動の充実	東久留米の独自文化や後期基本計画を踏まえて、有数の湧水地である利点を活かした小中・社会人教育コースの拡充について明記してほしい。	本市では、地域における多様な生涯学習を推進しています。湧水などの地域の魅力も生涯学習の重要なテーマのひとつであり、近年講座等の実績もございます。ご提案は他のテーマとの兼ね合いなどの課題がございますが、今後の参考とさせていただきます。 なお、個別具体の取り組みについては、教育大綱を踏まえ、教育振興基本計画において施策の方向性を示すほか、各年度の事業計画に示しており、大綱では、大きな方向性についての記載としております。
7		東久留米の独自文化や後期基本計画を踏まえて、生涯学習における連携先について、単に「地域」だけではなく、後期基本計画「共に創るにぎわいあるまち」の主役である農業・商工業者を具体的に加えて、まちぐるみの実体験学習の場を推進してほしい。	大綱では、大きな方向性についての記載としており、連携先の「地域」の記載には、ご意見をいただいた農業・商工業者も含まれると解しております。個別具体の取り組みについては、教育大綱を踏まえ、教育振興基本計画において施策の方向性を示すほか、各年度の事業計画に示していくものです。

8	基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習 2-2 歴史・文化・情報拠点としての図書館サービスの充実	東久留米の独自文化や後期基本計画を踏まえて、デジタル化(DX)の推進として、図書館全蔵書のデジタル提供について明記してほしい。似たような内容が様々に書かれているが、具体的に明確にしてゴールを目指すべきである。	図書館運営におけるデジタル技術の活用については、重要事項と捉えていますが、本市の所有する全蔵書(図書館資料)のデジタル提供については、その前提として、著作権法などを考慮すれば、市において自由にデジタル化ができるものではなく、また、出版社等においても、すべての書籍が電子書籍として刊行されていないこと、電子図書館を導入するには書籍ごとライセンス料が必要になること等から、難しいものと考えます。
9	基本方針2 市民の学びを地域に生かす生涯学習	東久留米の独自文化や後期基本計画を踏まえて、広義のSDGsとして、数力所ある遺跡の施設(今後の調査・建設も含む)を継続的に活用した教育・文化活動の醸成、活性化について明記してほしい。	本市では、豊かな湧水・自然とともに約3万年前から人々の生活が営まれてきました。地域に残された遺跡を、次世代への歴史・文化財の生きた学びの場、市民の郷土愛を育む場として活用してまいります。 なお、個別具体の取り組みについては、教育大綱を踏まえ、教育振興基本計画において施策の方向性を示すほか、各年度の事業計画に示しており、大綱では、大きな方向性についての記載としております。
10	2-3 市民協働による文化財の保護・活用	東久留米の独自文化や後期基本計画を踏まえて、年中行事としての七福神詣りについて明記してほしい。アフターコロナとして、コロナ禍で縮退した寺宝公開を改めて促進、更に縁起・歴史などの調査・研究・公開を進めてほしい。	本市では、歴史や文化財へ関心を高めるため資料集の刊行や文化財の展示・公開を通じて普及啓発活動を行っています。指定文化財等の公開については、所有者の方と連携・協力し、方法などについて検討していく必要があります。 なお、個別具体の取り組みについては、教育大綱を踏まえ、教育振興基本計画において施策の方向性を示すほか、各年度の事業計画に示しており、大綱では、大きな方向性についての記載としております。